

令和7年度 集会所等建設費補助事業

事業計画書提出までの流れについて

①地域振興課との事前調整

事業内容について御確認させていただきます。担当者が不在の場合がございますので、事前に御連絡いただいた上で来庁をお願いします。

※必ず総会の実施前にお越しください。

【必要書類提出前にやっていただくこと】

①自治会員の承認を得る

総会で集会所等建設費補助金を要望することについて議題として挙げていただき、自治会員からの承認を受けてください。

また、総会の議事録を提出していただきますので、議事録に記録をお願いします。

②事業見積書・事業内容がわかる図面をもらう

工事施工会社から事業見積書および図面（平面図・立面図）をいただってください。（可能な限り2社以上から見積もりをいただってください。）

②必要書類の提出

締切日：令和6年4月30日（火）

※締切日を過ぎての提出は補助対象となりません。

なお、提出時に書類の不備がないかを確認させていただきますので、事前に連絡をいただいた上で窓口にお越しください。

③集会所現地調査

7月～8月頃

地域振興課職員が現地を確認させていただきますので、立ち合いをお願いします。

現地調査の結果を基に、優先順位を付けた上で翌年度の予算要求を行います。



翌年度の当初予算確定

3月下旬頃

翌年度の当初予算が確定しましたら採択（不採択）についての通知を送付します。

採択の場合は内定通知と交付申請書を送付しますので、必要書類の準備を進めていただきます。

よくある質問をまとめました。

① どのような事業が補助対象になるの？

《補助対象》 ※近年の事業例

- ・合併浄化槽への変更
- ・屋根の修繕（瓦の葺替、スレート化）
- ・フローリング化（畳→フローリングへ）
- ・バリアフリー化（和式トイレ→洋式トイレへ、玄関のスロープ設置）
- ・外壁塗装
- ・倉庫の新築

→ 建物本体の修繕等が主な対象となります。

《補助対象外》

エアコンの取り換え、机・椅子などの備品購入

→ 備品購入は対象外となります。

※「これは補助対象になるのか？」と疑問がある場合は担当までお問い合わせください。

②要望すれば来年度に必ずもらえるの？

必ずもらえるとは限りません。

要望があった集会所については全て現地確認をさせていただきます。その後、緊急性や傷み具合など総合的な判断の上で優先順位を付け、次年度の予算要求を行います。

次年度の予算がつかなかった場合は補助金を支出できません。

③緊急修繕には対応していないの？

集会所等建設費補助金は計画的な修繕を目的とした補助金ですので、緊急修繕には対応していません。

④概算額で要望は出せないの？

見積書を基に翌年度の予算要求を行いますので、正確な数字で御提出ください。

⑤総工費が予定よりかさんでしまったが、補助金額は増えるの？

要望を出していただいた時点での金額で予算要求していますので、実際掛かった事業費が見積額より掛かったとしても補助金額は要望書に記入いただいた金額までになります。

⑥自治会館を新築（建替え）したいのだけど？

県補助金（ふるさと創造資金）を活用できる場合がございます。事前に御相談ください。

【参考】 ～集会所等建設費補助金 内定後の流れ～

①内定通知の送付（令和7年3月下旬頃）

新年度予算が決定しましたら、内定通知および交付申請書を送付します。
補助金申請に必要な準備を進めてください。

《必要書類》

- ・ 内定通知書の写し
- ・ 工事工程表
- ・ 工事図面（平面図・立面図）
- ・ 工事見積書（要望時と金額の変更がない場合は提出不要です。）

②補助金交付申請（締切：令和7年5月末日）

必要書類を添えて、補助金交付申請に提出してください。

③補助金交付決定

交付申請書が提出された30日以内に交付決定書を送付します。

④工事開始

施行業者と契約を取り交わした上で工事を着工してください。

※交付決定が出てから工事を始めてください。

※工事の契約書については実績報告書の添付書類として提出を求めます。

契約書の書式が望ましいですが、簡易的なものでも構いません。

※施工箇所については、施工前・施工中・施工後いずれも同じ角度から
撮影してください。（施工業者に依頼してください。）



④現地確認

地域振興課職員が現地確認を行いますので、工事が終わりましたら地域振興課まで連絡をお願いします。

⑤補助金請求書の提出

区・自治会からの補助金交付請求後、指定の銀行口座に入金します。
入金後、施工業者に工事費用をお支払いください。

⑥実績報告書の提出

契約書・領収書の写し等を添付して、速やかに実績報告書を提出してください。